

令和8年度 第1回 笠間市公民連携審議会 議事録

1. 日 時 令和8年7月22日（水） 午後1時から
2. 場 所 笠間市役所本所 庁議室
3. 出席者 審議会委員 5名
4. 審議内容

司会

定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回笠間市公民連携審議会を開催いたします。初めに会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長

今日の審議会では新規案件が2件、評価案件が4件ございますので、皆様の活発かつ多面的な視点からのご意見、アドバイスをよろしくお願いいたします。

ちょうど昨日、国より骨太の方針が出されました。地方創生が「地域未来戦略」という言葉に変わり、官民連携・公民連携が一層注視されています。特に基礎自治体は、地域からの創造が重視される中で、今回の公民連携事業というのは骨太の方針の視点からも重要な意義があると思いますので、皆様の活発な評価・意見を賜りたいと思います。以上でございます。

司会

ありがとうございました。

議に入る前に、本日の審議の流れについて事務局より説明いたします。

審議内容といたしまして、(1) 特定公民連携推進事業として、既存の事業のうち特に地域への影響が大きいもの2件についてご審議いただきます。また、(2) 公民連携事業の進捗評価として、連携事業4件について評価をいただきます。最後、(3) 事業提案として、現時点で連携の提案をいただいている案件について審議を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは会議を進めさせていただきます。

円滑で意見闊達な会となるようご協力をお願いします。

初めに「1. 特定公民連携推進事業 ①下水道事業のウォーターPPP 導入検討」について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（下水道課）

それでは説明させていただきます。

本日は、下水道事業におけるウォーターPPP（ウォーター・パブリック・プライベート・パートナーシップ）の導入検討についてご説明いたします。なお、本説明では「水の官民連携」と省略させていた

だきます。

資料の2ページをご覧ください。まず事業の概要と、なぜ今この事業を推進するのか、その背景についてご説明いたします。

水の官民連携とは、下水道施設の管理・更新・運営を原則10年間の長期契約によって民間事業者に包括的に業務委託する手法です。現在、笠間市の下水道事業は供用開始から30年以上が経過しております。今後は、汚水管路や処理施設の老朽化に伴い管理・更新業務が急速に増加し、現在の職員体制で対応し続けることが非常に困難になると想定しております。

これに加え、本事業を推進すべきもう一つの理由が、国土交通省の新たな方針です。国は、今後の管路改築にかかる国費支援の条件として、令和9年度以降、水の官民連携の導入方針を示していることを要件化する方針を示しております。本市におきましても、老朽化した管路の改修等を進めるうえで国からの財政支援は極めて重要であり、もしこの支援が受けられなくなれば、市の財政負担は計り知れない増加が予想されます。したがって、国の制度改正にしっかりと対応し、水の官民連携導入に向けた準備を進めることは、下水道事業を将来にわたり維持していくための喫緊の課題となっております。

次に、この事業を通じた公民連携の方向性についてご説明いたします。

私たちの目指す姿は、民間事業者が持つ高い技術力とノウハウを最大限に活用し、施設の長寿命化と計画的な更新を一体的に推進することです。これにより、老朽化対策の効率化とコストの最適化を図り、安全で安定的な下水道サービスの提供体制を確立いたします。具体的な手法としては、日々の維持管理から将来の改築更新計画の策定までを包括的に民間委託する形を取ります。

本連携によって期待する主な効果は以下の3点です。

1点目は、業務の効率化と専門性の向上です。維持管理から更新計画までを一元化することで、より高度で効率的な施設管理が可能となります。

2点目は、財政負担の平準化です。施設のライフサイクルコストを最適化し、計画的に更新することで、将来的な急激な財政支出を抑えます。

3点目は、行政機能の強化と本来の役割への注力です。実務を民間委託することで、行政は将来の経営戦略の策定やサービス水準が保たれているかのモニタリングに注力し、人口減少社会においても安定したサービス提供体制を確立します。

続いて今後のスケジュールについてです。

令和7年度に民間事業者との対話による導入可能性調査（マーケットサウンディング）を実施いたしました。今年度の令和8年度から9年度にかけてアドバイザー業務委託により専門家のアドバイスを受けながら要求水準書や実施方針などを作成し、令和9年中に公募を開始する予定です。その後、事業者選定を経て、令和10年度に契約締結、令和11年4月からの業務開始を目指してまいります。なお、現段階では概算事業費等は未定となっております。

本事業は笠間市の重要なインフラを守り、次世代へ引き継ぐための極めて重要な転換点です。今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

会長

ご説明ありがとうございました。事務局の説明に対する質疑を行います。

委員

ウォーターPPP について、レベル 2.5 から始める理由と、次レベル 3.5 までいくプロセス、およびどのような基準の時にレベル 3.5 に移行するのかを確認させてください。

また、PPP もパートナーシップであるため、住民説明の際には行政が今後も責任を持つ事業であることの説明が不可欠だと思いますが、そのあたりはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

事務局（下水道課）

現在の笠間市の下水道の状態は「レベル 2.5」に該当し、処理場及びポンプ場の維持管理、軽微な修繕をお願いしている状況です。今回の導入にあたっては、従来の処理場・ポンプ場に加え、管路の修繕・更新計画案の作成や点検等を組み込む形で検討しております。

また、レベル 3.5 への移行プロセスについては、現在アドバイザリー業務を委託しており、マーケットサウンディングの結果を踏まえ、地元業者や委託事業者等へのヒアリングを行いながら検討を進めているところです。

委員

今後、ウォーターPPP 導入によって市民にどのような価値が生まれるのか。コスト面だけでなく、災害対応、人材育成、水質の安全性などの指標を、導入前に作成しておく必要があるのではないかと提案いたします。

会長

ほかにいかがでしょうか。

委員

委託して終わりではなく、市の中でチェック体制を確立していただきたいです。企業の提案を鵜呑みにせず、正しい知識と判断力を兼ね備えた職員の育成が重要です。行政の世界では、計画書や図面が描けない技術職が増えていると聞きますが、現在の下水道課は何人体制で行っているのでしょうか。

事務局（下水道課）

課長、課長補佐、業務グループ 4 名、工務管理グループ 6 名の合計 12 名で対応しています。修繕・更新等の発注、計画、調査等をこの人員で対応しておりますが、今後管路の老朽化が進み業務が増加する中で、人口減少や職員減少により増員は難しい状況です。現在の業務に加え修繕計画などについて民間に委託することで、増加する業務に対応してまいります。

委員

下水道事業はこれまで地元企業と契約していることが多かったと思いますが、PPP 導入により大手企業が参入する場合、地元企業への丁寧な説明や参入できる体制づくりが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（下水道課）

現在のアドバイザー業務の中で、地元事業者がこういった形で参入できるかを検討しています。地元企業が参入できる体制を作りながら、業務締結に向け取り組んでいきたいと考えています。

委員

周辺自治体の動きとどのように連携していくかも重要ですので、そのあたりもどのように進めていけるのか教えていただけますでしょうか。

事務局（下水道課）

茨城県の下水道課を中心に情報を共有しながら事業を進めてまいります。

委員

2 点質問いたします。1 点目は、事業費の概算が未定となっていますが、何か目安はあるでしょうか。また、現在のレベル 2.5 のコストはどれくらいかかっているのか教えていただきたいです。

2 点目は、今後のレベル 3.5（更新支援型）を検討とのことですが、引き続き市が更新工事を発注する必要があると理解しております。この点は市の財政面から特に問題がないのか教えていただけますでしょうか。

事務局（下水道課）

導入後の事業費については、現在進めているアドバイザー業務の中で内容を精査し、事業費を算定していくところでございます。マーケットの参入意向によりどこまでを委託することができるか、それに応じて金額が定まってまいります。

会長

ありがとうございます。各委員より意見のあった、レベル 2.5 からレベル 3.5 への必要意義、時間軸の明確化、行政側のチェック機能強化、地元企業との連携・調整について引き続きお願いいたします。

事務局

今回ご提案したウォーター PPP 導入は長期のプロセスであり、まずは頭出しの段階としてご説明いたしました。今後アドバイザー契約が進む中で、必要に応じて再度審議の機会を設けたいと考えております。

会長

本件の導入については妥当と判断いたします。

続きまして、「2. 旧東小学校の活用事業」を議題とします。担当からの説明をお願いします。

事務局（企画政策課）

旧笠間市立東小学校につきましては、平成 27 年に学区編成により閉校となりましたが、その後、民間事業者への貸し付けによる利活用が進められてまいりました。この度、新たな利活用事業者が公募により選定され、令和 9 年 4 月の本格稼働に向けて準備中でございます。

同校は昭和 58 年開校で、校舎は築 43 年となります。令和元年 8 月に 1 回目の公募を行い、犬の一時預かりやドッグランを備えた施設として利活用されていましたが、同社の事業再編に伴い、令和 7 年 3 月に事業終了となりました。

これを受け、笠間市では令和 7 年 11 月に再公募を行い、令和 8 年 4 月から新たな賃貸借契約を開始しております。新たな事業者は、千葉県に拠点を置く犬猫の繁殖・販売を手掛ける「株式会社フローエンス」と、その親会社で国内最大手のペット保険や動物医療研究を手掛ける「アニコムホールディングス株式会社」の 2 社からなるグループです。

今回の事業では、犬の腸内環境に係る医療研究およびブリーディングを中心に、規格外作物を使用したペットフード製造、道德教育の支援、災害時の犬猫預かり等を行います。また、地域農産物の買い取り、草刈り活動への参加、地元雇用の創出を通じて地域の活性化を図るものです。

アニコムグループでは 25 年以上にわたりペット保険業務を行い、令和 7 年 9 月時点で 1,347,000 件の契約を保有しています。膨大な保険請求データの解析から、ペットの腸内に多様な細菌が存在すると疾病の発症率が低くなる相関が確認されたため、予防型保険に軸足を移し、腸内細菌検査による健康チェックや腸内環境を整えるペットフードの開発に注力しております。

今回の活用事業はその新たな拠点とし、施設内で犬 100 頭、猫 50 頭程度を飼育しながら腸内環境のデータを記録・蓄積するとともに、広大なドッグランなどの環境を生かした生体の繁殖・販売を行います。

現在、令和 9 年 4 月の本格稼働に向け現地で準備を進めております。

会長

事務局の説明に対する質問や意見をお願いします。

委員

動物のための研究施設ではありますが、地域活性化や、地域と人と動物を結びつける新しいコミュニティの核となるような施設にしていただけると良いかと思います。

事務局（企画政策課）

まさにおっしゃる通りでございます。前の利活用事業では一般の飼い主が自由に出入りできる施設でしたが、今回はブリーディング施設であるため防疫の観点から自由な出入りは難しいという課題があります。選定時には経営の確実性を重視いたしましたが、地域の人々が予約制で使える会合スペースや、羊・ヤギへの餌やり体験など、地域住民が動物と触れ合える場づくりを引き続き模索してまいります。

委員

経営の確実性を重視した経緯は理解できます。長期で成り立たなければ地域連携も意味がなくなってしまいますので。一方で、地域の運営協議会のような組織があると良いのではないかと提案させていただきます。

委員

雇用創出はどの程度になるのか教えていただけますでしょうか。

事務局（企画政策課）

雇用については、管理頭数に応じて従業員が必要となり、最低 10 名、最大 20 名と伺っております。

委員

前回の利活用事業における反省点について、今回の事業ではどのように生かされている形になっているのでしょうか。

事務局（企画政策課）

新たな利活用事業者は、千葉県ですでに本格的なブリーディング事業を行っており、グループ全体の医療保険事業とも連動した安定性が選定の理由となっています。

委員

契約主体について詳しく教えていただけますでしょうか。

事務局（企画政策課）

市と株式会社フローエンスの 2 者契約です。アニコムホールディングスを含めた 3 者協定も締結しています。

会長

本件については承認ということで進めたいと思います。

会長

続いて、「公民連携事業の進捗評価」について行います。事務局から説明をお願いします。

事務局（企画政策課）

包括連携協定は締結から5年、その他の事業は3年を経過したものが対象となります。今回の対象は事業連携協定の4件です。

1件目は、笠間観光協会との連携によるシェアサイクル事業です。二次交通の補完と回遊性向上のため令和3年度に導入し、現在は相互負担で運営しています。市内10カ所にポートを設置し30台を運用、事業費は年間330?40万円前後（市負担250万円）。利用件数は年間1,500件、利用収入は80万円前後です。観光以外の生活利用に課題はありますが、利用件数も増加傾向にあるため継続と評価しています。

2件目は、サイネックスとの連携によるデジタルサイネージ情報発信です。商業施設の中央広場に設置し、民間広告の間に行政情報を無料で掲載しています。市民への生活密着情報の伝達に効果があるため今後も継続します。

3件目は、ジチタイアドとの連携による空き家の適正管理の呼びかけです。民間広告費で無料の冊子を作成・配布し、固定資産税納税通知書への同封等を行っています。導入後の令和5年度から相談件数が増加し一定の効果がありました。

4件目は、常陽銀行および常陽グリーンエナジーとの連携による地域脱炭素事業です。浄水場への太陽光発電設置や再エネ購入を進め、第7回環境省脱炭素先行地域に選定されるなどさらなる展開期に入るため継続いたします。

事務局からの説明は以上となります。よろしくをお願いします。

会長

以上4件についてご意見・ご質問をお願いします。

委員

デジタルサイネージは、行政の所有ではなくて運用そのものをサイネックスに依頼しているのでしょうか。

事務局（秘書課）

サイネージ本体をサイネックスに提供いただき、市としては掲載したい事項を電子データでアップしていく役割になってます。

委員

運営や掲載費用は支払っているのでしょうか。

事務局（秘書課）

市側の費用負担はありません。画面が複数分割され、行政部分とサイネックス側の有料広告で運用されています。

委員

ジチタイアドや笠間観光協会との連携のメリットと、市負担額の内訳について教えていただけますでしょうか。

事務局（企業誘致・移住推進課）

ジチタイアドについては、行政の手間がかかりにくくフォーマットを活用できる点、観光協会については自転車のメンテナンスや、ポート間の自転車の偏りを解消する再配置の知見・機動力を生かせる点が大きなメリットです。

委員

行政負担はどの程度でしょうか。

事務局（企業誘致・移住推進課）

基本的には文書校正と掲載広告の審査となります。掲載も無料です。

事務局（企画政策課）

観光協会と連携するメリットの1つ目として、現行のシェアサイクル事業導入前に観光協会側でレンタサイクル事業を実施しており、自転車のメンテナンス等に知見がありました。また2つ目として、自転車の再配置に係る時間の省力化です。各ポートでの乗り捨てが可能なため、ポートによって自転車の台数に偏りがでしまうため、普段より市内観光施設を往来している観光協会に依頼しているところです。

委員

市負担分の2,500,000円の内訳はどうなっているのでしょうか。

事務局（企画政策課）

内訳についてですが、全てシステムの運営費となります。シェアサイクル運営業者への支払いや決済手数料等になります。それ以外の人件費や修繕費、消耗品費等は全て観光協会ですべて担っております。

会長

移動履歴などのGPSデータはしっかりと把握されているのでしょうか。

事務局（企画政策課）

位置情報を 30 分毎にシステムで見ることができるので、おおよそ把握しております。観光のシーズンでもある 5 月や秋の連休あたりは毎年度チェックするようにしています。行き先としては、メインの観光施設を回っているという印象があります。今まで笠間駅か友部駅で降り、そこから観光施設に行くイメージはありましたが、稲田駅や福原駅といった中心部から遠方の観光地を自転車で回るルートもあり、新しい知見もありました。

会長

新しい訪問先などは把握されているのでしょうか。

事務局（企画政策課）

やはり観光施設が大多数をしめていますが、それ以外では陶芸家の工房や、民泊施設などがあります。

会長

観光協会へ委託している意義として、単なるシェアサイクル事業ではなく、どこを周り、どのように行っているのかのデータを分析していくことが重要であると思います。

委員

ジグタイアドは、広告・企画・印刷のこれらすべてを行っているとの理解でよろしいでしょうか。

事務局（企業誘致・移住推進課）

おしゃる通り、一元化して依頼しております。配布は市の窓口や市民課での死亡届受領時にお渡ししています。

委員

サイネージの設置場所は、市もしくはサイネックスがポレポレから借りているのか、それとも無償提供なのでしょうか。

事務局（秘書課）

ポレポレの土地を無償で提供していただいております。協定を締結することにより、サイネックスのメリットとして場所代がかからないことがあると思います。

委員

地方銀行や信用金庫では、地方創生を自分たちのビジネスとして取り組んでいく方向にあります。常陽銀行との連携についても、太陽光発電だけでなくもう一步踏み込んだ連携を市側から働きかけていくのはいかがでしょうか。

事務局（環境政策課）

常陽銀行さんとはさらに一歩も二歩も踏み込んだ形で協力していただきたいと考えております。その中で今回、環境省の脱炭素先行地域の選定を受けまして、この共同提案者として、常陽銀行は一緒にその計画を進めていただけることになっております。

その中の事業の一つとして、新たに地域支援エネルギー会社の立ち上げを計画しておりまして、常陽銀行に出資の検討をいただいているところです。

委員

地域活性化に向け、オール笠間としての踏み込んだ連携を期待したいと思います。

事務局（企画政策課）

公民連携全般ということで企画政策課より説明いたします。現在、笠間市総合計画の第3期総合計画の改定の最中におきまして、そこで常陽産業研究所という常陽銀行のシンクタンクと連携しながら共同で取り組んでいるところです。個別の案件は他にもございますので、随時、委員の皆様にも情報提供させていただきますと思います。

委員

サイネージの情報発信の訴求効果について測定はされているでしょうか。

事務局（秘書課）

数値での測定はしていませんが、市民からの反響や各課からの掲載依頼が増えており、一定の効果はあると考えています。

会長

市が提供するコンテンツは足りているか足りていないか、どうなのでしょう。

事務局（秘書課）

所管課としてはもっと情報を出していきたいと思っております。我々が運用している市 SNS に載せる際に、サイネージへの掲載も促してまいります。

会長

先ほどの旧東小学校の件や脱炭素事業の情報など、行政情報のコンテンツを増やしていけると良いかと思えます。

委員

環境省の脱炭素先行地域の選定は、一般家庭への影響もあるのでしょうか。事業概要を教えてください。

事務局（環境政策課）

笠間の芸術の森公園周辺の 5 行政区（住宅 777 戸、事業所 145 件、公共施設 8 施設）を対象に、電力の完全再エネ化を目指す事業です。住宅や事業所への補助による太陽光・蓄電池導入のほか、東駐車場のソーラーカーポートやため池のフロート発電を組み合わせ、地域支援エネルギー会社を通じて再エネ電力を多少安価に提供します。さらに、その収益を若手作陶家の修行工房整備や空き家（空き工房）バンクの運営など、地域の持続可能性向上に活用します。

会長

今回の評価については、妥当であると決定しまして、付帯事業がある際には、また事務局に連絡をいただければと思います。

会長

続いて、「事業提案の審査」を行います。笠間図書館への EV 充電器設置事業提案を議題とします。担当から説明をお願いします。

事務局（資産経営課）

本市では 2050 年カーボンニュートラルに向け、EV 導入や充電設備の整備を進めておりますが、財政負担や効率的な設置手法が課題となっていました。そうした中、民間提案制度を通じて関西電力株式会社より、市の財政負担を伴わずに EV 充電器を整備する提案がございました。

事業スキームとしては、市が土地（行政財産）を無償提供し、事業者が自費で充電器を設置・所有します。電気代は一旦市が立て替えた後、事業者が全額補填するため市の持ち出しはありません。利用者はアプリでキャッシュレス決済を行い、24 時間対応のコールセンターも事業者が設置するため、市の事務負担は極めて小規模です。

対象施設は笠間図書館（北側駐車場 4 台分）で、滞在時間が長く充電ニーズに適しています。6kW の普通充電器 2 機（計 4 台同時充電対応）を設置し、利用料金は 1 時間 330 円（税込）を予定しています。実施期間は令和 8 年 12 月から令和 16 年までの 8 年間であり、期間終了後の更新・撤去いずれの場合も事業者の負担で行われます。

会長

委員からのご意見・ご質問をお願いします。

委員

現在、国内でも EV 車は少なく、笠間市で 4 台分の需要があるのか疑問に思います。本当にその 4 台分を使うだけの EV 車の利用があるのかという需要は、しっかりと考える必要がありますし、公用車は現在 EV 車になっているのかという点もあわせて確認させてください。

事務局（資産経営課）

公用車については更新時に EV を導入しており、本庁舎には専用コンセントが 16 台分あります。今回の充電器は基本的に市民向けを想定しています。

委員

笠間図書館は利用者が多く、目の前に体育館もあるため需要はあるのではないかと思います。

委員

私も需要があるのかという点が気になっており、EV 専用駐車スペースの需要や、8 年間という期間の長さに懸念があります。途中で中間評価などを行って見直すような機会が設けられるのでしょうか。

事務局（資産経営課）

機器の耐用年数や事業者の回収計画等を考慮し、8 年間を基本スパンとしており、途中で評価して見直す仕組みは設けておりません。また、基本的には EV 車専用駐車スペースとなります。

会長

現状、笠間市内の EV 登録車は何台くらいあるのでしょうか。

事務局（資産経営課）

正確な市内登録数は把握していませんが、茨城県の普及率（人口 1 万人あたり 49.1 台）から換算すると、笠間市では約 351 台と推定されます。

会長

脱炭素のモデル都市と連動するならば、市として 3 年後の EV 登録目標台数を掲げるなどすると良いですね。本件については承認いたします。

それでは本日の審議事項は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局

ありがとうございました。これにて本日の議事を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。（閉会）